産総研の知的財産戦略

産学官連携部門知的財産部

産総研が独立行政法人化してか ら、2年以上が経過しました。法人化 で最も変化した組織として産学官連 携部門をあげることができますが、 その中でも、知的財産部は大変革で した。法人化後直ちにパテントポリ シー、技術移転ポリシーを策定・周 知し、これに関連する諸規程類も整 備し運用に供しているところです (図1参照)。加えてこの間、研究者 へのインセンティブ強化、研究ノー トや特許検索商用 DB の組織として の導入などもあり、研究者の知財意 識も相当高くなり、活発な知財創出 活動やTLO活動と相まって、着実な 特許出願の伸びと実施料収入の増大 を実現できました (図2、3参照)。

独法化後2年という一区切りのタイミングで、これまでの施策及び、 産総研の知的財産戦略の一端を紹介 します。なお、ご紹介したポリシー、 規程、データなどは、産総研のホー ムページから参照可能です。

パテントポリシーと技術移転ポリシー

既にいろいろなところで紹介済み

ですが、一言で言えば、「研究成果の 最大限の知的財産権化と技術移転の 推進」です。ポイントは、

- ①論文と知的財産権とを同じ位置づ けで扱う
- ②研究開発の初期の段階から、研究 開発テーマに関連する国内外の特 許の調査/把握を行う
- ③学会発表/論文発表前に特許出願 を行う
- ④確保した知的財産権の技術移転は 職員の責務
- ⑤そのための体制整備・研修 を上げることができます。

研究者へのインセンティブ

発明が直ちに実施につながるわけではありません。研究成果の普及即ち技術移転は、産総研のミッションの一つですが、技術移転につながる知的財産の創出とその後の技術移転活動こそが重要です。この実現のためには、研究者自らその意識を持つことが重要です。このため、産総研は研究者に種々のインセンティブを実施しています。

1番目には、知的財産権化への貢

献度を個人評価に反映することをパ テントポリシーに定めました。

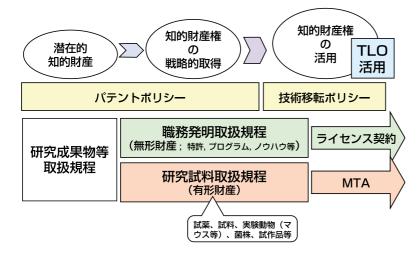
2番目には、実施料の25% (100万円以下は50%)を研究者に還元したことです。この場合に、①総額上限無し ②出願経費等の控除なしとしています。この結果、平成14年度の実施料収入に対して、トップが400万円、総額で約9,000万円の個人還元となりました。なお、研究者の流動性が期待される中で、産総研を辞めた後でも還元を継続しております。

3番目には、実施料 5 倍の追加研究費の配分です。平成14年度においては、得られた実施料の 5 倍の追加研究費(政策的予算)を、5 月と 10 月の 2 期に研究ユニットに配分しました。最高は、1億5,000万円が 2 ユニットあり、総額では約10億円を配分しました。これらの種々のインセンティブの結果、知財に対する研究者の意識は相当高くなりました。

研究ノートの導入

平成14年8月に、組織として導入を決定しました。導入の考え方は、原則的に研究ノートを義務化するが、その導入と運用は研究ユニット長の裁量と責任に委ねるとしています。産総研ロゴ入りの独自ノートを作成し、既に1,500冊を超えて研究ユニットに配布されています。

研究ノートはそれ自体が、研究成果として価値ある知的財産でもありますが、導入目的は、主に二つあります。一つ目は、米国特許制度対応(先発明主義)を可能にすることです。二つ目は、真の発明者の特定・研究のオリジナリティの証明に使います。特に二つ目では、①共同研究・受託研究期間前後における研究成果の帰属への係争に対応、②産総研内類



●図 1 産総研における知的財産ポリシーと規程

似研究における独自性の証明、③研究受託時のノウハウ封印などへの利用を目的としています。

特許情報商用検索サービスの導入

特許出願は論文と違って、ベンチャーでの利用も含め産業界で使われないと意味がありません。産業界で使われるためには、利用関係を認めて、、質量の特許を中心に、関連の特許を記載と、自分の特許の優位性をプレ昨年に、関連の特許方は、出願明細書の中に、出願明細書の中に、出版では、平成14年12月に特許情では、平成14年12月に特許情では、平成14年12月に特許情では、平成14年12月に特許情では、平成14年12月に特許情では、平成14年12月に特許による。

専属TLO(産総研イノベーションズ) の活用

産総研は技術移転のために、専属のTLOとして経済産業大臣が認定した産総研イノベーションズに業務を委託しています。知的財産部は特許出願・維持管理を行い、これらの知的財産権を産総研イノベーションズに対して、専用実施権、再実施権付通常実施権、一部譲渡等により安定的に提供します。一方、産総研イ

ノベーションズは、企業に対しライセンス交渉、実施契約締結、実施料 徴収管理を行い、実施料を産総研に 納めます。これに対し産総研は手数 料を支払います。このほか、産総研 イノベーションズはライセンス交渉 時に企業から得た情報を研究者に フィードバックします。

特許侵害への対応

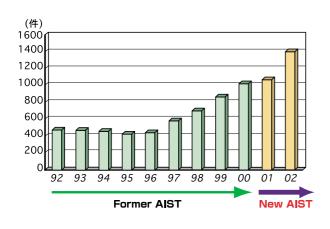
産総研になってから、産総研特許 への侵害に対しては、適正な実施料 の支払いを交渉し、必要があれば出 訴もすることとしました。その理由 は、産総研特許を保護することはも ちろん、以下のようにライセンス先 との公平性を保つためです。即ち、 産総研は、産総研特許のライセンス 先企業から適切な実施料の配分を受 けることとしていますが、これに対 し、同じ産総研特許をライセンス先 企業以外の第3者が産総研の了解な しに実施する場合には、正規のライ センス先企業に対し不公平となりま す。また、実施に繋がる特許を創出 した発明者へのインセンティブも減 少することになります。

この侵害発見については、発明者 等研究者に情報提供をお願いするこ とが多くあります。侵害先との交渉 においては、産総研イノベーションズが対応し、平成14年度においては、2件が解決済みです。訴訟に至る場合には、技術的側面では研究者に協力してもらいつつ、顧問弁護士、内部弁理士および産総研イノベーションズと連携し、知的財産部が責任をもって対応しています。

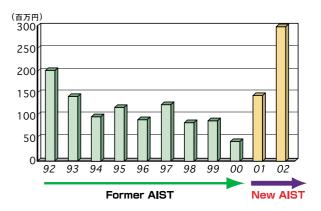
おわりに

産総研は、平成14年度は1,400件 を超えて国内特許を出願しました。 更に国内出願の中から約170件を選 定し諸外国に多数出願しています。 これらの知的財産権の多くが産総研 ベンチャーで使われ、また企業の皆 様にライセンスされ、お使いいただ ければありがたいと思っておりま す。産総研イノベーションズと連携 して、平成14年度は、約300件の契 約と約3億円の実施料収入を得るこ とができました。まだまだ活用可能 な特許は多数あります。産総研に未 だ共同研究や研究委託をされていな い企業の方々にこれらの特許をご利 用いただき、皆様のグローバルな事 業展開において、知的財産権活用の 観点から産総研特許等が役に立つこ とができれば幸いです。

http://www.aist.go.jp/



●図2 特許庁(日本)への特許出願件数推移



●図3 実施料収入推移

(参考) 知的財産の関連記事は、次の AIST Today に掲載されています。

産総研における技術移転の特徴 (2003.3) 研究試料を移転いたします。(2002.11) 活用される産総研特許を目指して (2002.10) 平成 13 年度特許出願状況 (2002.8)

AIST技術移転ショウケース 2002 (2002.7) 産総研パテントポリシー (2001.8) 独立行政法人初の認定TLO(2001.5)